

五條市

パートナーシップ宣誓制度

ご利用の手引き



五條市すこやか市民部人権施策課



1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 五條市パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・ P 1
3. 宣誓することができる方・・・・・・・・ P 2
4. 宣誓の流れ・・・・・・・・ P 3
5. 必要書類・・・・・・・・ P 6
5. 宣誓書受領証等の再交付・・・・・・・・ P 7
6. 宣誓書記載事項の変更・パートナーシップの解消・・・・・・・・ P 8
7. 宣誓書受領証等の返還・・・・・・・・ P 8
9. よくあるご質問・・・・・・・・ P 9

手続き・お問い合わせは…

五條市 すこやか市民部 人権施策課

〒637-0041

五條市五條4丁目1番3号 五條市人権総合センター1階

TEL:0747-22-4001(内線:435) FAX:0747-24-4003

E-mail:jinkensisakuka@city.gojo.lg.jp




# 1 はじめに

ソ ジ セクシュアル オリエンテーション アンド ジェンダー アイデンティティ  
SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity：性自認・性的指向) は、すべての人に係わる言葉です。自分がどの性別だと思うか (性自認)、どんな性別の人を好きになるか (性的指向) は、誰もが自由に選択でき、認められるべきものです。しかしながら、性自認や性的指向が大多数とは異なることを理由として、法律に基づく婚姻届が受理されないことから、行政サービスや民間サービスが著しく制限されたり、日常生活を送る上で差別や偏見のために不利益な取り扱いを受けたりして、安心安全な生活を送りづらい性的マイノリティのカップル及びその家族がいます。

五條市では、五條市男女共同参画推進条例において、性別に起因する差別的扱い並びに性的指向及び性自認による差別を禁じ、第2次五條市男女共同参画計画においても、「誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、差別的扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障されること」を基本理念として掲げています。

これを受け、これまでも性的マイノリティへの理解と支援を広げることを目的とした「ビョー ユアセルフプロジェクト」の推進や、小中学校やこども園等において性的マイノリティ理解のための講座開催など、様々な取組を重ねてきました。

こうした取組をさらに進めるため、令和5年4月から、市民一人ひとりが多様な性のあり方や多様な生き方、個性、価値観等を尊重し、誰もが人生のパートナーや大切な人と家族として自分らしく安心して暮らせるよう「五條市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力 (婚姻、相続、税金の控除等) を生じさせるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。



# 2 五條市パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力している又は協力し合うことを約束したお二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する制度です。

法律上の権利・義務を付与する効果を生じさせるものではありませんが、この制度を通して、市民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、性自認や性的指向に関わらず誰もが互いを認め合い、自分自身を大切に、自分らしく安心して暮らすことのできる市を目指してまいります。



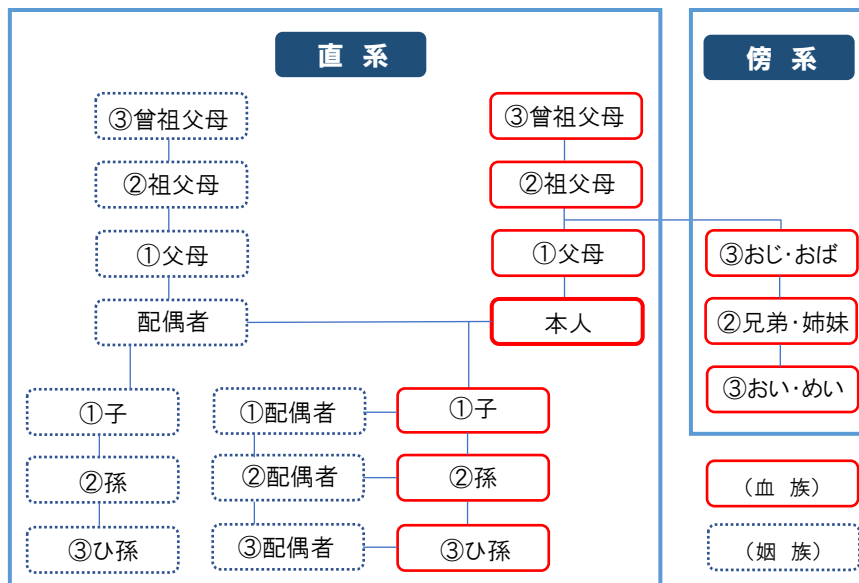
### 3 宣誓することができる方

#### ■パートナーシップを宣誓されるお二人

双方又は一方が性的思考や性自認に係る性的マイノリティであるお二人で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 宣誓の日において、双方が18歳に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ①双方が市内に住所を有していること。
  - ②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
  - ③双方が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 宣誓しようとする相手以外とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) お互いが近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと。  
 ※民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。（但し、養子縁組によって近親者となった者を除く。）

宣誓ができない続柄（近親者）





## 4 宣誓の流れ

### (1) 宣誓日等の事前予約

---

- ▶ 宣誓を希望する日の7開庁日前までに FAX またはメールで事前予約をお願いします。予約情報を確実に残すため、電話でのご予約は受け付けません。

【予約先】五條市すこやか市民部人権施策課 ※24時間受付  
FAX：0747-24-4003  
メールアドレス：jinkensisakuka@city.gojo.lg.jp

- ▶ 事前予約では次のことをお伝えください。

- 宣誓されるお2人の氏名
- 宣誓希望日時  
※宣誓できる日時は平日の午前8時30分から午後5時まで（年末年始の閉庁日は除く）です。  
※災害その他やむを得ない事情により予約後に日時を変更いただく場合があります。
- 日中連絡が取れる電話番号またはメールアドレス

- ▶ 受付日以降の開庁日 午前8時30分から午後5時までに人権施策課から折り返しご連絡し、予約日時を確定します。

### (2) パートナーシップの宣誓

---

- ▶ 予約した日時に、宣誓をするパートナーのお2人そろって窓口（五條市人権施策課）までお越しください。  
※市役所本庁での宣誓を希望される場合は、事前予約の際にご相談ください。
- ▶ 職員の面前でご本人に宣誓していただくため、代理人による手続きはできません。
- ▶ 必要書類等を忘れずにご持参ください（6・7ページ参照）。
- ▶ 「五條市パートナーシップ宣誓書」をご記入・ご提出いただきます。あらかじめご記入したものをご提出いただいてもかまいませんが、氏名欄は職員の面前で自署してください。自署が難しい場合は代筆が可能です。

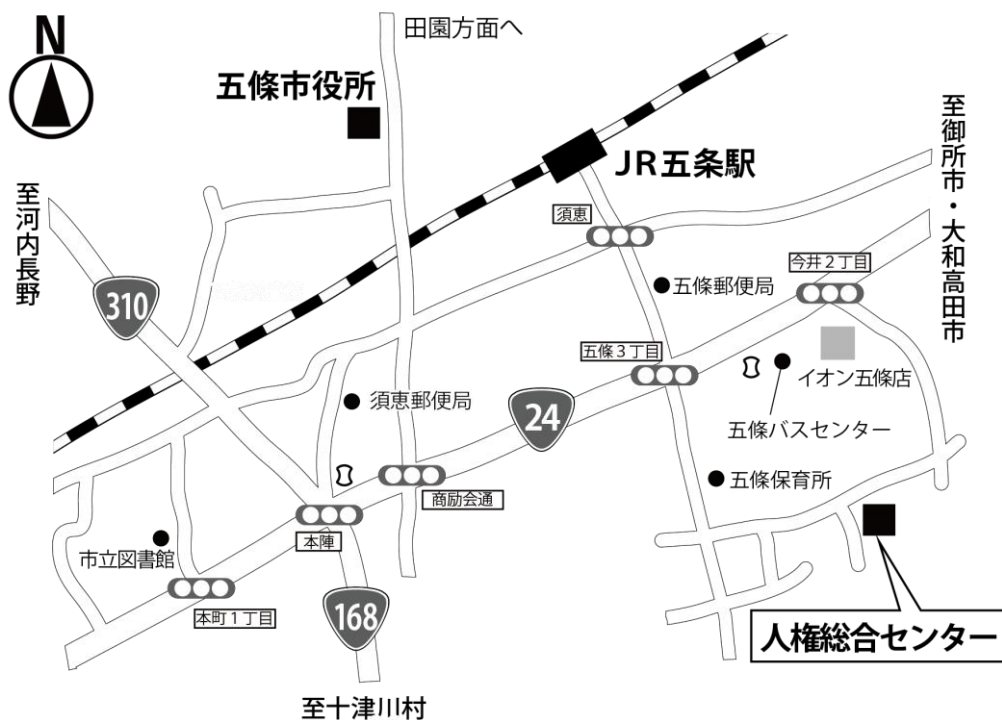
### 【手続きの窓口】

五條市すこやか市民部人権施策課

五條市五條4丁目1番3号 五條市人権総合センター1階

TEL：0747-22-4001（内線：435）

※市役所本庁での手続きを希望される場合はご相談ください



### (3) 内容確認・審査（最長で1週間程度、お時間がかかります）

- ▶ ご提出時に本人確認をさせていただきます。
- ▶ 提出書類はその場で受付してお預かりし、必要となる要件が満たされているか確認します。内容確認・審査には最長で1週間程度お時間がかかります。

### (4) 受領証明書および受領証明カードの交付

- ▶ ご本人様確認が必要なため、宣誓者（どちらかお一人でも可）が市から郵送した「受領のご案内」をご持参のうえ、受取期間内に受取窓口までお越しください。宣誓者が来所できない場合は、委任状による対応も可能です（ご相談ください）。

#### 【受取窓口】

五條市すこやか市民部人権施策課

五條市五條4丁目1番3号 五條市人権総合センター1階

※市役所本庁での受取を希望される場合はご相談ください

▶五條市パートナーシップ宣誓書受領証明書… 1組に1枚交付します。

五條市パートナーシップ宣誓書受領証

五條市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定により、以下の通りパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

五條市では、市民一人ひとりの多様な生き方、個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指しています。

お二人が五條市においてパートナーシップを宣誓されたことを心から祝福するとともに、今後も互いに支え合い、生き生きと活躍されることを願います。

パートナーシップ宣誓者  
(宣誓者)

フリガナ氏名	フリガナ氏名
フリガナ(通称名)( )	フリガナ(通称名)( )
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
住所	住所
転入後の住所	転入後の住所

宣誓第 号 年 月 日

五條市長

▶五條市パートナーシップ宣誓書受領証明カード…宣誓した方それぞれに1枚交付します。

パートナーシップ宣誓書受領証明カード

宣誓者： 様 宣誓者： 様

五條市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 宣誓日 年 月 日

五條市長 印

裏面

この制度は、五條市として、お二人が人生のパートナーとして宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様へ理解と共感が広がり、お二人がいまいきと活躍されるよう取り組むものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

本人 パートナー

※ ( ) ※ ( )

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

※通称名を使用している場合、戸籍上の氏名

【特記事項】

発行：五條市人権施策課



## 5 必要書類

### (1) 五條市パートナーシップ宣誓書

- ・宣誓書の用紙は五條市人権施策課(五條市人権総合センター1階)にご用意しています。五條市ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・戸籍上の氏名だけではなく、通称を使用して宣誓することもできます。ただし、社会生活の中で日常的に使用しているものに限りです。

### (2) パートナーシップ宣誓に関する確認書

- ・確認書の用紙は五條市人権施策課(五條市人権総合センター1階)にご用意しています。五條市ホームページからもダウンロードすることができます。

### (3) 市内に住所があること等が確認できる書類(3か月以内に発行されたもの)

#### ▶住民票の写し

#### ▶住民票記載事項証明書

#### 【転入予定の方】

- ・転入前の自治体で発行された転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等、転入予定日及び転入予定住所がわかる書類を提出してください。
- ・不動産契約手続中などの事情により、上記の書類が揃わない場合はご相談ください。
- ・宣誓日から3か月以内に市内に転入してください。後日(原則転入予定日から14日以内)に五條市への転入を確認するため、住民票の写し等をご提出いただきます。なお、期日までに提出がない場合は、宣誓の内容に虚偽があったとみなし、宣誓を無効としたうえ、「五條市パートナーシップ宣誓書受領証明書」と「五條市パートナーシップ宣誓書受領証明カード」(以下「宣誓書受領証等」という。)を返還していただきます。

### (4) 婚姻をしていないことが確認できる書類(3か月以内に発行されたもの)

#### ▶戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)

#### ▶独身証明書

- ▶外国籍の方は、大使館等が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付してください。)



## (5)日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名の使用を希望される方は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称名が記載されたもの）書類を2点提出してください。

通称名が確認できる書類(例)
各種郵便物、ハガキ、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、電気・ガス・水道の検針票や請求書、社員証、学生証、各種名簿、健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保健の被保険の被保険証(戸籍名裏書)など ※その他のものについてはご相談ください。

## (6)本人確認書類

顔写真付きのものは1点、顔写真無しの場合は2点提示してください。

1点提示(顔写真付き)	2点提示(顔写真無し)
・運転免許証 ・個人番号(マイナンバー)カード ・旅券(パスポート) ・身体障がい者手帳 ・在留カード ・その他、官公署が発行したものなど	・国民健康保険被保険者証 ・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳、年金証書 ・住民基本台帳カード(顔写真なし) ・その他、官公署が発行したものなど



## 6 宣誓書受領証等の再交付

宣誓書受領証等を紛失、毀損、汚損などをしたときは、再交付の申請ができます。

### ▶提出書類

五條市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

### ▶必要書類

本人確認書類 ⇒本ページ中段「(6)本人確認書類」をご参照ください。



## 7 宣誓書記載事項の変更・パートナーシップの解消

宣誓書に記載した内容に変更があったとき・パートナーシップが解消されたときは、パートナーシップ宣誓変更・解消届を提出してください。

### ▶変更の内容

- ① 氏名や通称名、住所を変更したとき
- ② お二人のいずれかが死亡したとき
- ③ 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ④ お二人のいずれかまたは双方が市外へ転出したとき
- ⑤ パートナーもしくは他の者と婚姻するとき、または他の者とパートナーシップの宣誓をするとき

### ▶提出書類

- ① 五條市パートナーシップ宣誓変更・解消届
- ② 変更の内容がわかるもの
  - ・戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）
  - ・住民票の写し
  - ・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの など
- ③ 交付済みの宣誓書受領証等

### ▶必要書類

本人確認書類 ⇒ 7 ページ「(6)本人確認書類」をご参照ください。



## 8 宣誓書受領証等の返還

次の場合は、宣誓書受領証等を返還してください。

### ▶宣誓書受領証等の返還が必要なとき

- ① パートナーシップ関係を解消したとき
- ② お二人のいずれかまたは双方が五條市外へ転出したとき
- ③ 宣誓の要件を満たさなくなったとき

### ▶提出書類

- ① 五條市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届
- ② 交付済みの宣誓書受領証等

### ▶必要書類

本人確認書類 ⇒ 7 ページ「(6)本人確認書類」をご参照ください。



## よくあるご質問

Q1. 婚姻制度と五條市パートナーシップ宣誓制度はどのような違いがありますか。

A2. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、五條市パートナーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A2. 本制度の導入が、性的マイノリティの困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになること、すべての市民がSOGI（性自認・性的指向）を個人の尊厳ととらえ、認め合える五條市になることを期待しています。

Q3. パートナーシップの宣誓をするメリットは何ですか。

A3. 配偶者と同様に市営住宅の入居が可能になるなどのほか、企業などが行うサービスにおいて、携帯電話の家族割が使えるようになる、共同名義のローンが組めるようになる、職場の福利厚生制度が使えるようになるなど、配偶者と同様の待遇を受けられる場合があります。また、パートナーシップ制度を利用していない性的マイノリティのカップルに比べて、社会的な理解を得やすいという側面もあります。

Q4. 五條市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A4. 一方が市内に住んでいてももう一方が宣誓の日から3ヶ月以内に市内へ転入する予定の場合や、お二人が宣誓の日から3ヶ月以内に市内へ転入を予定している場合は宣誓をすることができます。

Q5. 同居していないと宣誓できませんか。

A5. パートナーシップの宣誓をするには、必ずしも同居している必要はありません。ただし、お二人が互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う関係であることが必要です。

Q6. 養子縁組をしていても、パートナーシップの宣誓はできますか。

A6. お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの宣誓が可能です。

Q7. 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A7. 五條市パートナーシップ宣誓制度は、五條市独自の制度であるため、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に記載はされません。ただし、住民票の続柄の記載を「縁故者」とすることができます。

Q8. 宣誓書受領証等に通称名は記載されますか。

A8. 宣誓書受領証等に通称名を記載することができます。通称名の記載を希望される方は、宣誓時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。なお、本制度における宣誓書受領証等に記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名使用することを保証したりするものではありません。

Q9. 宣誓書受領証等は即日交付されますか。

A9. 審査のため、交付まで最長で一週間ほどお時間をいただきます。

Q10. 宣誓に費用はかかりますか。

A10. 宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓時に添付する必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。

Q11. 個室で手続きをすることはできますか。

A11. 宣誓（内容変更を含む）や再交付申請、返還の際は、原則個室にて対応します。

Q12. 市外に転出する場合、宣誓書受領証等を返還する必要はありますか。

A12. 市外に転出する場合は、宣誓できる人の要件に該当しないため、宣誓変更・解消及び宣誓書受領証等返還の届出をしていただくとともに宣誓書受領証等を返還していただきます。ただし、パートナーシップ宣誓制度について五條市と連携協定を結んでいる自治体に転出する場合は、当該自治体で手続きを行うことにより宣誓の効力を継続することができます（この場合でも五條市で発行した宣誓書受領証等は返還していただきます）。

Q13. パートナーが亡くなりましたが、宣誓書受領証等を返還する必要はありますか。

A13. パートナーが亡くなったときは、宣誓書受領証等を返還する必要はありません。形見や記念等としてお手元に置くことができます。ただし、宣誓変更・解消の届出が必要です。

Q14. 結婚した場合は受領証明書等を返還する必要はありますか。

A14. 宣誓したパートナーとは別の方との結婚はもちろんですが、宣誓したパートナーとの結婚の場合であっても、宣誓できる人の要件に該当しないため、返還の届出を行っていただくとともに、宣誓書受領証等を返還していただきます。

Q15. なりすましや偽装などの悪用をされませんか。

A15. 宣誓を受ける際、独身であることを証明する書類等と、本人確認を行うため身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、偽りその他の不正の手段により宣誓書受領証等の交付を受けた場合は、当該宣誓を無効にするとともに宣誓書受領証等に記載された番号を市のホームページ等で公表します。

Q16. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A16. 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q17. パートナーは外国籍です。宣誓書受領証等は日本での在留資格になりますか。

A17. 五條市パートナーシップ制度は、宣誓書受領証等の交付を通じて、何らかの理由で婚姻届を提出することができないお二人が感じている生きづらさの軽減を図るもので、法的効力は有しません。出入国管理及び難民認定法に定められた在留資格には該当しません。